

# 謝金に関する規程

(目的)

第1条 公益社団法人広島県理学療法士会（以下「本会」という）が主催する事業に伴う各種謝金に関する経費の算定の基準を示すものである。

(謝金の算定)

第2条 本会の主催する講演会、セミナーまたはこれに類する会合の講師を務めたとき、本会の発行する出版物等の執筆及び編集をしたとき、学術誌、論文の編集、査読者調整（以下、「学術誌編集等」という。）をしたとき、もしくは、理事会が定める会議に出席及び当該会議前後に発生する事務作業に従事したときは、別表1に基づいて謝金を算定する。ただし、特段の配慮を要するものについては除外し、別に常任理事会で決定する。

2 本会学会で開催される特別講演・企画講演などは、別表2に基づいて謝金を算定する。該当しない場合は、別に常任理事会にて決定する。

(支給対象者)

第3条 本規程に定める謝金の支給対象者は、学術誌編集等を除き、本会の理事、監事を含む本会会員（県内講師）、他会会員（県外講師）及び他職種（医師等）とする。

2 学術誌編集等に係る謝金の支給対象者は、本会会員のみとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

別表1

謝金区分	内容		単位	単価			備考
				本会会員 (県内講師)	他会会員 (県外講師)	他職種 (医師等)	
講演	経験年数	20年以上	90分 (1コマ)	20,000	30,000	50,000	※他職種は基本的には医師を指す。県内の看護師、作業療法士、言語聴覚士などのコメディカルは本会会員に相当、県外のコメディカルは他会会員に相当する。 1コマ(90分)当たりを基準とし、謝金は30分講義で30%、45分講義で50%、60分講義で70%とする。金額は1,000円単位で繰り上げる(例：4,500円→5,000円)。2コマ目以上を50%として算定する。アシスタント料については、講師料の30～50%にて1万円を超えない額とする。療法士は本会会員に準ずる。 シンポジスト謝金の合計は、1コマ90分の謝金の1.5倍までを目安にし(例：90分で本会会員3名のシンポジスト、経験年数がそれぞれ10年未満、10年目、20年目の場合、20年目のシンポジストに合わせ、20,000円の1.5倍30,000円として1名あたり10,000円ずつとする)、所轄常任理事の判断により決定する。
		10年以上		15,000	20,000	35,000	
		10年未満		10,000	15,000	20,000	
学術誌編集	論文編集	1論文	1,500	-	-		
	査読者調整	1論文	1,500	-	-		
原稿料		400字	1,000	1,500	2,000		

会議出席	4 時間未満	1 回	3,000	4,000	5,000	同日に複数の用務が開催される場合は、合算用務実時間で区分する。
	4 時間以上	1 回	6,000	8,000	10,000	
事務作業	会議前後作業	1 件	3,000	4,000	5,000	1 会議につき、事前・事後の 2 件を上限とする。

別表2

謝金区分	内容		単位	単価			備考
				本会会員 (県内講師)	他会会員 (県外講師)	他職種 (医師等)	
講演	経験年数	20 年以上	90 分 (1 コマ)	30,000	30,000	75,000	※他職種は基本的には医師を指す。 県内の看護師、作業療法士、言語聴覚士などの コメディカルは本会会員に相当、県外のコメディカルは他会会員に相当する。  1コマ(90分)当たりを基準とし、謝金は30分講義で30%、45分講義で50%、60分講義で70%とする。金額は1,000円単位で繰り上げる(例：4,500円→5,000円)。2 コマ目以上を50%として算定する。アシスタント料については、講師料の 30～ 50%にて 1 万円を超えない額とする。療法士は本会会員に準ずる。  シンポジスト謝金の合計は、1コマ90分の謝金の1.5倍までを目安にし(例：90分で本会会員3名のシンポジスト、経験年数がそれぞれ10年未満、10年目、20年目の場合、20年目のシンポジストに合わせ、20,000円の1.5倍30,000円として1名あたり10,000円ずつとする)、所轄常任理事の判断により決定する。
		10 年以上		25,000	30,000	55,000	
		10 年未満		15,000	25,000	30,000	

(附則)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 27 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 20 年 10 月 4 日一部改正により施行する。
- 3 この規程は、平成 23 年 4 月 2 日一部改正により施行する。
- 4 この規程は、平成 26 年 6 月 15 日一部改正により施行する。
- 5 この規程は、令和 4 年 3 月 12 日一部改正により施行する。
- 6 この規程は、令和 5 年 6 月 17 日一部改正により施行する。
- 7 この規程は、令和 6 年 3 月 9 日一部改正により施行する。